

平成25年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成25年9月26日 午前10時00分 開会  
午後 2時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋	書 記	谷 口 亜 耶

6. 会議録署名議員 6番 西 井 覚 11番 川 辺 順 一

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成24年度葛城市一般会計決算の認定について

- 日程第2 認第2号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 認第3号 平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第37号 葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議第39号 葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第40号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第47号 平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 議第38号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第16 議第41号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第42号 葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第43号 葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第45号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第20 議第46号 平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第44号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第22 発議第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 日程第23 発議第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
- 日程第24 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第25 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。委員会視察に係る委員派遣についてご報告申し上げます。去る9月17日、尺土駅前広場整備事業特別委員会において、所管の調査事項でございます近鉄尺土駅周辺の整備状況を視察されましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の会期中、9月25日に議会運営委員会が開催され、議会運営についてご協議いただいておりますので、その概要について、運営委員長より報告願います。

5番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。去る9月25日、議会運営委員会を開催し、議会運営について協議をいたしておりますので、その内容についてご報告をいたします。

本件につきましては、9月10日に開催をされました本会議の一般質問におきまして、総務文教常任委員会に付託をされました議案の内容に踏み込んだ委員会審査の事前審査ともとれる問題の場面があったことから、今後このようなことの問題が生じないように、対策などについて委員の皆様方とご協議をさせていただきました。

その中で、再度、一般質問の内容については、付託をされている事件など委員会の議案審査の段階でただせるものについては、事前審査に当たるため取り扱ってはならないと委員の皆様方のご認識を統一いただき、理事者側ともに認識を共有させていただきました。また、このことにつきましては、議会申し合わせ追加事項として、議員の皆様への周知を更に徹底するべきであるということになりました。

委員からは、本会議における議案上程後に行われる議案に対する質疑の場において、総括的な質疑を行うことができるので、その範囲内で質疑を行うことも可能と思う。しかし、その際の質疑の範囲についても一定の基準を設けるべきではないかというご意見がありました。この件については、今後、検討課題として引き続き議会運営委員会で協議をしていくということで、委員の皆様方のご了解をいただいたところでございます。

以上、議会運営委員会での審査の報告とさせていただきます。以上でございます。

**寺田議長** 運営委員長からの報告は以上でございます。

次に、本定例会中に開催されました3つの常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会において、所管の調査事項についての審査をされておりますので、その審査状況についてご報告願います。

まず初めに、総務文教常任委員会より報告願います。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月6日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調

査案件につきまして、12日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについて、審査の概要をご報告いたします。

初めに、葛城市学校給食センターについてであります。理事者からは、進捗状況として、ソフト面ではPTA本部役員会及び学校給食運営委員会、また希望された学校の給食試食会などの機会を捉えて、調理、業務委託、給食業務の流れなどについての説明を行い、その際、PTA会長より、PTA協議会役員会が中心となって、市並びに教育委員会と保護者並びに教職員との橋渡し役となることや、今後の周知、理解を図るための情報提供などを求める要望書の提出を受け、資料提供を行ったこと、また、地産地消について関係課との内部会議を開き、意見調整を行ったこと等の報告を受けました。

一方、ハード面では、8月30日に既存建物の解体を完了し、敷地造成工事へ向けて入札を行い、年度末までには造成を終える予定であることや、土壌調査の結果、基準値を超える有害物質は検出されなかったこと、また9月中に基本設計を終え10月より実施設計に入り、平成26年度より建築工事に取りかかること等の報告を受けました。

委員からは、事業を進めるに当たって一定の方針、方向性についての決定事項や、学校給食運営委員会などにおける検討事項及びその結果について、委員会への速やかな報告を求めるものを初め、多くの意見、要望がありました。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてであります。

理事者より、工事の進捗状況について、園舎東側の造成工事、くい打ち工事、園舎の基本工事のほか、地盤改良工事並びに埋設配管工事を完了し、今月より鉄骨建方を行っているところであり、今後は10月から11月にかけて内外装工事を行い、12月中には園舎を完成させ、冬休み中に引っ越しを行う予定である等の報告を受けました。

委員会としては、これら2つの所管事項については、今後引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、民生水道常任委員会より報告願います。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月6日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、13日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、審査の概要をご報告いたします。

本件につきましては、理事者より両クリーンセンター職員のごみ処理施設の管理者等資格取得及び研修の状況についての報告がありました。また、分別収集計画について、現在は市内全域でスチール缶、アルミ缶、ガラス製容器、ダンボール類、ペットボトルを、當麻地区においてはそれに加え牛乳パック、白色トレイの分別収集を行っているが、これからは新庄地区においても牛乳パック、白色トレイの分別収集を行うとともに、市内全域で新たにプラ

スチック製容器包装物の分別収集を行う計画を現在検討している旨の報告がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 次に、都市産業常任委員会より報告願います。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月6日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、17日午前9時30分より委員会を開催し慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会所管の調査案件であります、地域活性化事業新道の駅建設事業について、審査の概要を報告いたします。

本件につきましては、理事者側から、前回の委員会から現在までの進捗状況について、ソフト面では運営方針、運営計画の策定、出荷者、出店者募集要項の作成などが計画よりも1カ月程度おくれている。施設配置計画案については、効率的、有効的に利用できる施設となるよう現在協議を行っている最中である。道の駅設立準備会においては、直売所や加工所の販売面積、直売所の運営規定また定休日、営業時間、販売の手数料、加工所で行われるメニュー等の内容について了承された等の報告を受けました。一方ハード面では、施設配置計画案をもとに、造成に係る設計や公園、道路等の設計を進めているとともに、消防署からの緊急時の出動対応を含めた県道の交差点計画についても、公安委員会や県等の関係機関と協議し検討を進めている。用地関係については6月から用地交渉を進めており、現時点で契約件数は7件、面積にして35%程度の買収率となっている。しかし、施設配置について時間を要したため、前回の工程から再度工程を見直し、11月ごろには建築の設計、また埋蔵文化財調査を進め、冬ごろには造成工事に入る予定をしている等の報告を受けました。

委員からは、埋蔵文化財の調査を早く行わないと支障が出てくる懸念材料かと思うが、なぜおくれているのかという問いがあり、埋蔵文化財において試掘調査を考えており、これについては施設の配置などが決まってからと考えているという答弁がありました。また、道の駅西側の公園遊歩道の目的は何かという問いに、公園遊歩道の詳細についてはまだ検討段階だが、臨時駐車場という機能を持ち、またイベントにも利用できるような施設を考えているという答弁がありました。

委員会といたしましては、本所管事項について、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、都市産業常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**寺田議長** 最後に、尺土駅前広場整備事業特別委員会より報告願います。

9番、阿古和彦君。

**阿古尺土駅前広場整備事業特別委員長** 議長のお許しを得ましたので、尺土駅前広場整備事業特別委員会における本委員会所管の調査案件につきまして、9月17日午後2時より委員会を開催し、

慎重に審査いたしました。その審査の概要をご報告いたします。

本委員会では、尺土駅前広場整備事業の現在の進捗状況について、主に用地買収の進捗状況についての報告がありました。また、尺土駅前広場整備事業予定地の現状を把握するため、現地の視察を行っております。

質疑では、駅西側の橋りょう工事について、用地等の交渉も終了していない段階で、今年度末までの半年間で終われるとのことだが、困難と思われる。今後の工事の見通しと予算状況について教えてほしいという問いに対し、早急に地権者との交渉を済ませ、年度内の完成を目指して工事に取りかかれるよう努力したい。工事費として平成24年度繰越し分の1億円と現年度分の1,500万円を合算し、1億1,500万円の予算を見ているという答弁がありました。また、市民からバリアフリー対策として駅の北側にもエレベーターの設置を求める要望があったが、これについての考えをお聞かせ願いたいという問いに対し、駅北側のエレベーターを含むバリアフリー化の工事は現在の計画に入っていないが、国道165号線から駅北側へのアクセスとあわせて、前向きに検討するという答弁がありました。さらに現在、都市整備部では尺土駅前のほかJR大和新庄駅周辺、道の駅等、多岐にわたる用地買収を行っているが、かなりおこなっている。計画的な事業推進に当たっては、副市長による他部署も巻き込んだ横断的な指揮命令系統が必要ではないかという問いに対し、全市を挙げて部長、課長を初め現在用地買収の残っている地権者との担当職員を割り当てて、用地買収の早期実現に向けての交渉に当たっていききたいという答弁がありました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 本定例会中に開催されました3つの常任委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会における所管の調査事項についての審査報告は、以上でございます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。16番、西川弥三郎君。

**西川決算特別委員長** 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月6日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、18日、19日の2日間にわたり委員会を開催し慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、認第1号、平成24年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

質疑といたしまして、議会費では、入札を行った事業の内容、また今後より迅速に会議録作成事務を行うに当たって、現在の会議録作成委託料で足りるのかという問いに対し、入札については議会だより発行のため9社と、会議録作成委託のため6社と、また視察研修に係るバス借り上げのため4社とそれぞれ見積もり合わせを行っている。会議録は次回の定例会までの作成を目標としているが、作成時期がおこなっていることに対し現在の予算でできる限

り早く作成できるよう努力するという答弁がありました。

次に、総務費では、時間外勤務手当の推移及び有給休暇の取得率について、平成23年度と比較して改善された事項はという問いに対し、平成24年度の時間外勤務手当の合計は7,741万7,849円、時間数にして3万5,734時間であり、平成23年度の3万4,345時間と比較して若干増加した。また、職員の平均休暇取得日数は7日であり、取得率は17.7%である。日ごろより各課に対し、管理職みずからの休暇取得を促しているほか、一部の職員に業務が偏らないよう配慮をし、休暇を取得しやすい環境づくりに努めるよう要請しているが、部署によっては、業務状況等により容易に取得できないという事態も存在するという答弁がありました。

また、平成24年度に新設及び改修されたカーブミラーにも、大字名及び現在地を示す番号がつけられているのかという問いに対し、カーブミラーについては、当初、平成22年度から平成23年度にかけて番号等のシールを貼りつけていたが、現在の新設部分については番号シールが不足しているため、大字名のみシールが張られている。番号が張られていない箇所は把握しているので、新たに番号シールを作成し張りつけるようにしたいという答弁がありました。

次に民生費では、緊急通報装置対応事業について、平成24年度の設置台数は、また本年7月からは新たなシステムを導入しているということであるが、その設置状況はという問いに対し、平成24年度末現在における緊急通報装置の設置台数については219台で、前年度末における設置台数と比較して2台の減となっている。平成24年度中の増減の内訳としては、新規の設置が25台、死亡、転出等による撤去が27台、保守切れによる機種交換は10台であった。また、新しいシステムの運用を本年7月から開始しているが、8月末までに新規の設置が4台、保守切れによる機種交換が1台、合計5台設置済みであるという答弁がありました。

また、病児・病後児保育の充実についてどのように考えているのかという問いに対し、病児・病後児保育については、今のところ保育需要は少ない状況となっている。将来的には保育を行う保育士や、看護師の件数や保育需要を見ながら考えていかなければならないと思っているが、今直ちに充実を図ることができるのかについては、もう少し様子を見させていただきたいという答弁がありました。

次に、衛生費では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金について、平成24年度実績における接種者が少ないと思うが、葛城市には助成対象である65歳以上の方は何人いるのか、また、どのように啓発を行っているのかという問いに対し、65歳以上の方の人数については、平成24年度末現在で8,665人となっている。平成24年度は対象者の30%の接種率を見込んでいたが、接種者は225名であった。啓発については、市の広報及びホームページに掲載するとともに、市役所、保健センター等の市内各施設や市内の医療機関にポスターを掲示させていただいているという答弁がありました。

次に、農林商工費では、活用されないまま維持されている農業者健康管理休養センターについて、今後活用するのかもしれないかもしくは撤去するのか決断しなければならない時期ではないのかという問いに対し、最近、国からの補助金で建てた施設について、経年により他の目的に利用しても補助金を返還しなくてもよい状況が出ていると聞いている。農業者健康管理休養セ

ンターを有効活用できるのか、できるのであれば年間300万円以上の経費をかけて維持管理していく必要があるのかというところまで踏み込んで、その必要性について議論し検討していかなければならないという答弁がありました。また、葛城市が財産として保有している山林をどのように管理しているのかという問いに対し、年に1度市職員が現地に向かい、スギ、ヒノキ等市有林の現況確認調査を行っており、平成21年には農林課の事業として40%の間伐を行っている。また、風水害等で影響を受けたスギ、ヒノキに対し保険がおけるよう、森林保険に加入しているという答弁がありました。

次に、土木費では、吸収源対策公園緑地事業費で柿本公園と木戸池公園の測量設計委託業務の入札日が同じで、予定価格もよく似ており、指名業者はそれぞれ4者ずつ全く違っている。なぜそれぞれの入札を8者による指名競争入札にしなかったのか、4者とした選定理由はという問いに対し、公園を設計するコンサルタントが多いため、入札参加の機会をふやす意味で、同じ日に同じような予定価格の入札であったが、それぞれ全く違う業者を4社ずつ指名させていただいたという答弁がありました。また、土木費の執行率が54.1%と低く、更に多額の繰越しをされているが、その原因は何かという問いに対し、本年度の繰越し額は14億2,674万6,828円となっており、主に尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業の繰越しである。また、この3事業における繰越し額のうち、約65%が公有財産購入費と補償費となっており、年度当初に見通しを立てて予算化したが、地元との用地交渉において、地権者のさまざまな事情により契約に至らなかったことが、低い執行率や繰越しとなった原因と考えているという答弁がありました。

次に、消防費では、消火栓ホース格納箱の消火用器具盗難が葛城市において多発していることについて、またこうした緊急事態に対しては格別の予算措置をし、地元負担を軽減すべきではないのかという問いに対し、平成23年2月末ごろ、区長から盗難の連絡をいただき、警察には盗難届を出し、文書にて各大字に通知、市内放送での啓発、消防本部への警戒指導、警察により警ら等を行い、平成24年11月ごろには一時盗難はなくなった。しかし、平成25年5月ごろから再度盗難が多発し、チラシを配布するなどの注意を呼びかけている。今後は盗難防止マニュアル等の作成を行うなど、消防署、消防団、大字が一体となって盗難防止に努めたい。また、市として地元の経費負担を少しでも軽減するため、3分の1の補助金を出しているという答弁がありました。また、防火水槽について、この2年間設置がなかったが、その必要性についてどう考えているのかという問いに対し、防火水槽は現在市内に141基あり、火災発生時には消火栓とともに必要不可欠なものである。大災害発生時には消火栓が寸断され使用できないこともあり、その際には防火水槽は有効なものであるため、今後も防火水槽の設置については推進していきたいという答弁がありました。

次に、教育費では、それぞれ図書館で同じ図書を蔵書していることは、市民にとってはうれしいサービスの提供であり大事なことではあるが、図書館だけでなく文化会館、体育館、庁舎など、2つある施設のファシリティマネジメントについての考えはという問いに対し、ファシリティマネジメントについては、教育委員会の施設についても当然対象として考えており、市が保有する財産として今後どうしていくのかということをしっかり検討していきたい

たい。しかし、図書館等は減らせばいいとは考えておらず、特に図書というのは市民にとって誰でも利用できる一番身近なサービスであり、旧新庄及び旧當麻に1館ずつあるというのは、たくさんの方に本を借りる機会を与えておりよい状況だと思う。しかし、まだまだ経費削減できる可能性はあると思うので、できるだけサービスを減らすことなく経費削減を図れる方法を考えたい。そして、葛城市の将来に大きな負担を残さないような形で、施設管理していけるよう努力していきたいという答弁がありました。また、歴史博物館の入館者数及び公開講座の参加者は平成23年度と比べてどうであったのかという問いに対し、入館者数については、平成23年度は4,942人、平成24年度は5,277人と335人ふえている。これについては、年4回行っている企画展示回数を、平成24年度は當麻曼茶羅完成1250年記念特別展を1回ふやして開催したことによる集客だと思われる。また、公開講座については、ほぼ前年度と同様の参加者となっているという答弁がありました。

歳入では、個人市民税について前年度と比較して全体の調定額がふえ、また納税義務者数においても普通徴収が減り特別徴収がふえているが、それぞれのふえた理由とはという問いに対し、調定額がふえた理由については、税制改正により平成24年度から年少扶養控除が廃止されたことと、16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されたことが大きな原因かと思われる。また、納税義務者数について、普通徴収が減った理由としては、特別徴収の推進や退職者の影響によるものと考えており、特別徴収がふえた理由については、給与所得者の転入が多かったことや、普通徴収からの変更などが原因として考えられるという答弁がありました。また、市税について、不納欠損とならないようにどう努力しているのかという問いに対し、滞納処分を粛々と執行している中で、不納欠損を防ぐために滞納者の財産を差し押さえ換価をしているが、その中で参加差し押さえなどを行った際にその配当が債権よりも少なく、ほかに差し押さえする財産がない場合には結果的に不納欠損となる場合もある。しかし、執行停止から3年が経過したものに対してはすぐに不納欠損は行わず、住民登録したまま所在不明となっているものについては現地調査を行ったり、破産者に対して再度金融機関等の調査で預金が残っている場合もあるので、そのときは再度来庁依頼をかけ、納税相談を行っているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、今後の財政計画の見直しや新市建設計画完遂後の将来ビジョンについてどのように考えているのかという問いに対し、平成24年6月に財政計画を出させていたが、それ以降合併特例債の発行期間について5年間の延長が可能となったことや、政権交替、消費税の増税、再任用制度による雇用形態の変化など、今後の地方財政を取り巻く環境、また葛城市の現在の財政状況や新市建設計画に係る諸事業の進捗状況などを踏まえ、更に行財政改革を推進する上で財政計画を見直す必要があると考えている。また、将来ビジョンについては、新市建設計画自体が長期的視野に立った必要な事業であるので、まず新市建設計画に係る諸事業を完遂するとともに、これからの時代の流れに即してやらなければならないことも出てくると思われるので、今日の前にある事業をしっかりと遂行しながら、もう少し先を見通せるように努力をしてまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決

定いたしました。

次に、認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、当初予算では一般会計からの繰り入れを2億8,226万9,000円で予算計上されたが、最終的には6,000万円にとどまるなど、当初予算と決算額に大きな乖離が生じた原因はという問いに対し、歳入では共同事業交付金で1億3,000万円、国庫支出金で1億2,000万円それぞれ増嵩したこと、一方歳出では、保険給付費を年度途中で不足を見込んで2回の増額補正を行ったが、最終的に8,100万円の執行残となったことなどにより、当初予算では過去の決算額を踏まえ7.3%の伸びを見込んでいたが、今回の決算では3.7%の増加にとどまった。さらに、本特別会計の中で、前期高齢者交付金が前年度決算と比較して9,300万円増加したことなども重なり、最終的に一般会計からの繰入額が6,000万円にとどまったと考えられるという答弁がありました。また、収納率が前年度を上回っているが、収納率を上げるに当たってどのような努力をされたのかという問いに対し、保険証切りかえ時において、個別に分納相談に応じるほか、年に2回部課長を中心に特別滞納整理を行っており、特に5月期は現年課税分に重点を置いた徴収を行っているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、居宅介護サービス給付費の計画値における当初予算に対する執行率が93.12%となっているが、利用者のニーズと予算の関係はどうだったのかという問いに対し、居宅介護サービスの中で計画値に達しなかったサービスについては、訪問介護サービスが88%、訪問看護サービスが84%、また通所介護サービスについては91.2%の執行率にとどまっている。逆に、計画値を上回ったサービスについては、短期入所介護サービスで101.2%の執行率となっている。いずれも前年度と比較すると伸びているが、居宅介護サービス給付費全体で計画値には及ばなかったという答弁がありました。また、平成24年度において介護給付費準備基金から2,300万円を超える取り崩しをされたが、その状況をどのように捉えているのかという問いに対し、介護給付費準備基金については平成24年度中に平成23年度からの繰越しや財政安定化基金交付金等により2,221万3,458円を積み立てたが、平成24年度決算において保険料の不足分として4,613万7,655円を取り崩したため、年度末残高は1億3,405万6,173円となっている。これからの見通しとしては、平成25年度の現在までの状況として月平均の給付額が106%ほどの伸びで推移しているため、今年度は確実に基金を取り崩さなければならない状況となっている。そうしたことから、今年度の基金はまだ持ちこたえられると思うが、第5期介護保険事業計画の最終の年に当たる来年度は厳しい状況になると見ているという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしま

した。

次に、認第5号、平成24年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、保険料の収納状況及び短期保険証等の発行状況はという問いに対し、保険料の普通徴収の現年度分収納率は、平成23年度が98.35%であるのに対し、本年度は2年ごとの保険料の見直しがあったにもかかわらず、98.40%に上昇している。短期保険証は現在10人に交付しているが、資格証明書の発行はないという答弁がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第10号、平成24年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑では、前年度と比較して有収率が下がった原因はという問いに対し、主な原因として漏水による配水管及び配水管修繕件数が、前年度は91件であったのに対し平成24年度では98件に増加したこと、また臭気対策として1週間ほどドレンの水抜き作業を行ったことなどが考えられる。有収率を上げる対策として、漏水等に対しては老朽管の布設かえ工事における洗浄時間の短縮や、検針時に水道使用量が増加している箇所につき即時に確認作業を行い、早期発見、迅速な対応に努めているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、多くの意見、要望が出されております。これをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

**寺田議長** 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案についての討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第1号の平成24年度一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体の第一の責務は、住民の福祉の増進を図ることにあります。市民の命と暮らしを守り支える役割を果たすことでもあります。平成24年度の予算執行によってその役割をしっかりと果たすことができたかということが問われなければなりません。

平成24年度一般会計予算の提案では、歳入において個人住民税の増収は見込まれるものの、東日本大震災の復旧等に相当の支出が余儀なくされる、地方交付税も大幅な増額が期待できないなど、一般財源の安定的な確保は非常に困難であるとして、財源不足を補うために財政調整基金積立金から3億9,700万円を繰り入れることによって収支の均衡を図ったと説明をされていました。ところが、本決算では国の地方財政計画による地方交付税の811億円の増額によって、前年より普通交付税で9,466万円の増収となっています。内部的には市税収入が当初予算の見込み額より調定額で3億9,298万円上回っています。結果として、財政調整基金積立金から繰り入れしていた3億9,700万円を全額基金に繰り戻すとともに、新たに同額の3億9,700万円を財政調整基金に積み増した上に実質収支で7億7,498万円の黒字決算となっています。小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてきましたが、大幅な黒字決算となったのであります。

多くの自治体で財政調整基金や特定目的基金がふえています。しかし、市民の暮らしや経営は景気の低迷の中で、アベノミクスが実感できない厳しい状況にあります。平成24年度の個人市民税の調定額は10億3,281万円、前年比プラス4.8ポイント、普通徴収、特別徴収ともに増収となり、7,031万円の増となっています。民主党政権が子ども手当と引き換えに、年少扶養控除の廃止、16歳から19歳の年少扶養控除の上乗せ部分を廃止したことが原因であり、若い子育て世代に大きな負担がかけられたことによるものであります。

固定資産税は土地で7億5,212万円、前年比マイナス1.98ポイント、1,521万円の減少になっていますが、地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が平成5年から19年連続して下落しているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されておりません。これは、平成4年1月12日、旧自治省が発した一遍の通達で、これまで地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を、7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのです。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金等の名による消火栓の設置費用の住民負担の問題であります。平成24年度も防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は、消火栓設置改修寄附金で26万円、

更にホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2の地元負担は57万円となっています。寄附金を割り当てて徴収することは、地方財政法第4条の5で禁止されていることでもあります。何よりも、市民の生命、財産を守ることは、地方自治体の基本的な責務であり、市の責任で用地や財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されることを求めます。

次に、住民の安全、防犯対策についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は2万5,000円の範囲で市が全額負担をする改善が実施されました。評価できるものであります。しかし、旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低くの合併時の約束を裏切るもので、認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事です。児童・生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は、無条件に市の責任で設置をすべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法の施行から5年が経過しました。サービスの利用料は、これまでは収入に応じた負担方式で、95%の人が無料でサービスを利用できていましたが、自立支援法は障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけてまいりました。葛城市では非課税世帯の利用料の免除などにより、福祉サービスの負担率は0.57%、補装具で3.62%、自立支援医療で1%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては、大きな負担であります。

重度心身障がい者等福祉年金、駅前駐輪場整備の委託を初め、さらなる市独自の障がい者と家族、事業者に対する支援の拡充を求めます。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。

平成22年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円に値上げされる改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で、地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成24年度は1,019万円もの負担増をかけています。認めがたいものであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。平成24年度は有線放送の地域では、トランペットの購入で3,990円、更に軒下から室内への配線、設置工事も市民負担となっています。一方、防災無線の地域では、トランペット約3万円は無償貸与であります。住んでいる地域によって負担が異なることは、著しく均衡を欠き、公平の原則からも認めがたいものであります。140万円程度あれば解決できます。早急な改善を求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。民主党政権が打ち出した唯一の農業振興のソフト事業とも言える戸別補償制度が実施され、1ヘクタール当たり3万円の補償がされましたが、政権交代によって多様な農業経営の現状からして、どれほどの効果があったか検証できない状況であります。何よりも現在の米価は60キロ当たり1万2,000円と低迷しています。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻しています。自民政権が続けてきた水田農業構造改善事業と同様、葛城市の農業や国民の食糧を保障するものではなく、単なる米の生

産調整、減反政策にほかありません。これでは、農業者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退をさせてしまいます。現在の基盤整備に多額の予算を配分する、公共事業中心の農業政策を改め、農業を葛城市の基幹産業として位置づけ、経営を支え後継者を育てる所得保障や価格保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分をし、家族経営を中心に集落営農など多様な農業経営の発展を目指すべきであります。

次に、都市基盤整備、道路整備についてであります。平成24年度には20年来の懸案であった街路事業の近鉄駅前通り線が完了しました。現在25年度の竣工を目指し、尺土駅前周辺整備事業は進行中です。新たに国鉄・坊城線が交付金事業として着工されておりますが、いずれも用地買収が行き詰まり、事業が大幅におくれています。また、総合計画等に基づき、都市基盤整備に必要とされている基幹道路の計画的な建設は当然ですが、市民の身近な集落内道路や通勤通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などがおこなわれています。道路の拡幅や歩道の設置、側溝の安全対策、障がい者用トイレやスロープの設置など、住民生活に密着した公共事業優先に切りかえるべきであります。

次に、地域活性化新道の駅事業についてであります。敷地面積3万3,000平方メートル、総事業費18億円もの膨大な資金を投入して、新道の駅事業が進められています。ところが、運営方針や経営分析、運営主体がいまだに決まっておりません。農産物などの集荷や販売の見通しも示されないまま、用地買収は見切り発車であります。誰が責任を負うのでしょうか。

このようなずさんなやり方は、到底認められません。また、議会が承認したもともとの山麓地域整備基本計画では、地場産業振興ゾーンで事業費が5億3,000万円、面積は1万8,000平方メートルでした。事業費が3.4倍、面積は1.8倍もの計画変更にもかかわらず、議会と市民に納得いく説明がありません。事業の正当性が問われる問題であります。

しかも、予定地には地すべり地帯が含まれ、その山麓部には違法な盛り土が放置されています。崩壊の危険性があります。万全の地すべり対策がとられない限り、市民、利用者の安全を守ることはできません。また、市民の皆さんからもなぜ葛城市に2つもの道の駅が必要なのか、疑問の声が上がっているのも当然であります。一旦計画を凍結し、市民の総意で再検討をすべきであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。事業費の7,700万円は平成25年度に繰り越されましたが、本事業の用地取得に係る費用の一部を計画されている大字から寄附金の名目で用地費を、大字疋田から1,230万円徴収することが予定されています。これまでも、葛城市は緑の基本計画に基づき平成16年度から平成22年度にかけて、市が事業主体となって国の補助事業を活用して、公園整備を計画的に進めて推進してまいりました。緑化重点地区整備事業として、北道穂公園、新村公園、萱公園などの4カ所、まちづくり交付金事業として笛堂ふれあい公園、JR大和新庄駅東公園の2カ所、合計6カ所を整備してきましたが、事業費は全て国の補助金と市の一般財源及び起債で賄われ、地元からは寄附金はもとより一切の負担はありませんでした。葛城市が地元大字から1,230万円もの多額の寄附を徴収する、このようなやり方は初めてのことであります。このことにより、用地費の3分の1の寄附を

用意することができない大字は、最初から事業の対象から外されることになるのではありませんか。

また、公園緑地整備の目的は、地球温暖化防止を推進するために温室効果ガス吸収源対策に役立つ公園整備を、国の施策として推進することです。大字疋田の住民だけでなく、全ての市民、国民が恩恵を受ける事業です。寄附金の徴収は、これまでの実績や事業目的をないがしろにするものであります。何よりも、寄附金の徴収は、地方財政法第4条の5、割り当ての寄附金等の禁止違反であります。この規定は、国は、地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体またはその住民に対し、直接であると間接であることを問わず寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定しています。この法律は、税外負担の解消を促進する趣旨で、昭和27年の改正でつけ加えられたものであります。元来、寄附金は自主的、任意的なものであるべきであるが、戦後においては国、地方公共団体、住民の間において、寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく、これが財政秩序の混乱を招く重大な原因となるおそれがあることから、この規定が設けられたものであります。また、割り当てをしても強制的に徴収さなければよいと解釈をしてはならないと解説をされています。住民や団体等からの真に自発的な寄附金は歓迎できるものであります。これまでの実績を無視し、事業採択の条件として用地の取得費について国の補助金を除いた額の2分の1という金額を大字に割り当てて寄附金を徴収することは、地方財政法の趣旨に反します。

公園緑地事業が一部の地域住民が恩恵を受ける事業であって、その地域の受益者、住民に分担金を徴収すべき事業と考えるのであれば、地方自治法第224条、分担金、普通地方公共団体は政令で定める場合を除くほか、数人または普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に受益を受ける者からその受益の限度において分担金を徴収することができるとの規定に基づいて、例えば葛城市公園緑地事業に係る分担金徴収条例等を制定して徴収すべきであります。寄附金の徴収は認めることはできません。

次に、予算の執行状況及び翌年度への繰越し額の状況であります。平成24年度の予算現額177億5,797万円に対する支出決算額138億808万円の執行率は77.8%、前年度の88.5%より10.7ポイント低下しています。翌年度への繰越し額は30億1,152万円と、前年度の9億7,944万円の3倍にもなっています。とりわけ、地域活性化事業、新道の駅事業や尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業などの土木費は、予算現額36億6,620万円に対して、支出済み額19億8,415万円と執行率は54.1%と、前年の66.9%より12.8ポイントも低下し、最低の水準であります。翌年度への繰越し額は14億2,674万円と翌年度総繰越し額の47%を占めています。

予算は、住民を代表する機関である議会の議決という団体意思の決定によって決定されたものであります。議会の決議は、住民全体の代表という立場と責任において、慎重に審査し成立したものであります。ここ数年の予算の執行状況は、執行率が毎年低下する一方、翌年度への繰越し額は毎年増加をしています。著しい執行率の低下と多額の翌年度への繰越し額

は、議会による予算案の審査や議決権が軽視され、形骸化していると言わざるを得ません。また、予算に関する大原則であります会計年度独立の原則、1会計年度における歳入歳出は他の年度にまたがって行われてはならないという原則に反する事態であり、容認しがたいものであります。

次に、変更後の新市建設計画と新市財政計画についてであります。新市建設計画に学校給食センターや新庄幼稚園の建設事業の追加、計画になかった新道の駅事業など、157億円の事業費が200億円に増嵩されたことに伴い、平成24年度6月に策定された変更後の財政計画では、平成27年度以降は普通交付税の一本算定による5億円の段階的な減少、合併特例債等の償還による公債費が6億円から20億円に増嵩することによって、7億円から13億円の歳入不足となります。これを補うために、歳出面では普通建設事業を平年度ベース約12億円程度の事業費を30%から60%、3億7,000万円から7億4,000万円に大幅に削減をしています。更に歳入面では、基金積立金から毎年3億2,000万円から7億5,000万円を取り崩し、歳入不足を補っていますが、平成32年度には基金残高は10億円程度に減少し、平成33年度以降には基金が枯渇し赤字に転落することは容易に予測できることであります。

この、変更後の財政計画をしっかりと受けとめ、今すぐ取り組まなければならないことは、新潟県佐渡市や三重県津市の教訓を活かして、新市建設計画を見直し、事業費の取捨選択、事業費等の大幅な縮減に直ちに着手し、思い切った行財政改革に取り組むことであります。

消費者相談の充実、緊急雇用創出事業など、評価できる事業も多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

1番、辻村君。

**辻村議員** それでは、認第1号、平成24年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成24年度一般会計につきましては、歳入総額149億7,752万7,000円に対し、歳出総額138億808万9,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて実質収支は7億7,498万6,000円となり、大幅な黒字決算となっております。歳入面につきましては、市税確保のためコンビニ収納を始められるなど収納率向上に努力され、また国から地方への財源措置である普通交付税や特別交付税についても当初予算額よりも増額しており、市債については交付税措置のあるより有利な起債を充当されるなど、いろいろな面で財源の確保に努められたことが主な要因であります。

一方、歳出面では、新市建設計画事業の新庄小学校校舎、磐城小学校屋内運動場地震補強大規模改修事業、新クリーンセンター建設事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業などに着手されるとともに、緊急雇用創出事業交付金であるところの登記情報照合事業、葛城市・御所市共同観光促進事業、統合型GISデータ整備事業、地域情報化調査事業、観光インバウンド事業、相撲館所有資料画像データ作成保存事業などを執行され、知恵を絞り積極的に補助金を活用されたことには、高く評価したいと考えているところであります。

しかしながら、繰越し事業に関しましては、国の施策に伴う繰越し事業を除き、会計年度独立の原則からも、年度内に事業を完了していただくことを強く要望しておきたいと思いません。

混迷する社会情勢におきましては、国内の経済の見通しも不透明であります。葛城市におきましては、さらなる市民生活の向上を図るため、新市建設計画を中心とした建設事業や多数の事務事業につきましても精査され、さらなる行政サービスの向上に向け今後も健全な行政運営に取り組まれることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ないですか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第2号の平成24年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に、平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。

国保税の大幅な引き上げは、長引く景気の低迷の中で苦しんでいる所得の低い加入者の生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げています。平成24年9月の所得階層調べでは、国保に加入している5,780世帯の所得の状況は、所得200万円以下の世帯が4,532世帯で、加入世帯の何と78.4%を占めています。更にその内訳は、所得100万円以下の世帯が3,158世帯で54.63%、所得ゼロの世帯が1,727世帯で29.88%と、実に加入者の3割を占めています。

国保は、所得のない人、低い人が多く加入している保険であります。ところが、国保税は、収入が少なくても、均等割や平等割、資産割が課税され、その上所得割は基礎控除だけというただし書き方式で課税されるなど、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。

さて、国保税の収納率は、現年度分で93.08%と、個人市民税の98.66%を5.58ポイントも下回り、収入未済額は5,247万円となっています。滞納世帯は987世帯、加入世帯の18%に上っています。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は48世帯、さらに納付相談中が81世帯、居所不明43世帯など、市役所で保管されている保険証は124世帯と

なっています。

重い税負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証を加入者に届ける手立てを早急にとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大、平成18年度から平成21年度の4年間で国保税の消滅時効や滞納処分の執行停止等による不納欠損処分を1億4,604万円実施しました。平成24年度も1,332万円の不納欠損処分を行い、4億円を超えていた滞納繰越し額を2億7,875万円にまで減らしましたが、近年はまた増加傾向になっています。しかも、現年度分の収納率が低迷する中で、5,000万円を越える滞納が毎年新たにふえてきていますので、根本的な解決にならないのであります。

厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境の中で、払いたくても払えない低所得の世帯に対する減免制度を整備し、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが大切であります。

葛城市国民健康保険条例第23条、国民健康保険の免除の規定では、市長は各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減額しまた免除することができるとしています。この条項の具体的な適用基準を定めた葛城市国民健康保険税取扱基準を見直し、拡充することを求めます。

平成23年度当初予算では、一般会計から2億8,226万円の法定外の繰り入れをしていましたが、本決算において6,000万円に減額され、1億5,000万円は一般会計に引き上げられています。平成18年度の国保税引き上げの議論の中で、今後3年間、一般会計から10億円の繰り入れをするとの約束に照らせば、繰り入れ金は収入不足の単なる財源としてではなく、減額や不用となった場合にはその全額を国保会計に繰り入れ、所要の額を財政調整基金に積み立て、国保財政の運営や減免制度の改善等に活用すべきであります。

葛城市の平成23年度の被保険者1人当たりの医療費は29万6,287円と県下で36番目、平成21年度は25万8,468円で県下で一番低い医療費でした。市民被保険者の健康への留意、健康推進委員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が支えられているのであります。

ところが、市町村国保は市民保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政状況が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その最大の原因は、昭和58年に国保事業に対する国の負担を、総医療費の45%から38.5%に大幅に削減したことが最大の原因であります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担増や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかる社会保障制度として再構築すべきであります。

一般会計からの繰り入れや資格証明証の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し発行を抑えるなど、評価できるものですが、以上の理由により反対をいたします。

討論を終わります。

寺田議長 ほかに討論ありませんか。

13番、川西君。

川西議員 認第2号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年層の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営が続いています。

平成24年度決算収支は、歳入においては年々保険税収入が減少している中で、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付の医療費等関係の経費が増加し、一般会計から6,000万円の法定外繰入の財源補填を受け、黒字の決算となっています。

このような状況の中で、被保険者の健康の保持増進を図るため、平成24年度は従来の取り組みに加えて、節目年齢の対象の人に特定検診受診の無料クーポン券を交付するなど、保険事業を積極的に推進し、被保険者の健康の保持増進に努められた結果、生活習慣病予防のため平成20年4月より義務化された特定健康診査、特定保健指導の受診率が向上するとともに、継続的な取り組みによって被保険者への健康保険の意識啓発がされ、1人当たりの医療費においても、県内市町村の中で3番目に低い数字となっています。また、保険税の収納率は、前年度決算と比較して、現年度分全体で0.9%の増となっており、国民健康保険事業の適切な実施に努められていることにより、国・県の特別財政調整交付基金も前年度と同様に多くの金額の交付を受けられており、円滑な運営が行われた決算であると評価するものであります。

国民健康保険は、被保険者である住民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度です。必要なときに必要な医療を安心して受けることができる安定的で持続可能な制度運営が図られるよう、今後とも引き続き医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

以上です。

寺田議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

寺田議長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第3号の平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の介護保険事業特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画のスタートの年の決算であります。第5期の第1号被保険者の保険料は、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額を4,100円に改定されましたが、その保険料が引き継がれています。保険料の負担は、年金収入がどんどんと減少している中で、高齢者の生活に大きな不安を与えています。

第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を越える方々の保険料は、年金から有無も言わず天引きをされ、その以下の人は普通徴収されています。普通徴収の現年度分の収納率は91.8%、前年度よりプラス3.9ポイント、収入未済額は393万円となっています。滞納繰越し分の収納率は9.5%と前年の14.3%を大きく下回っています。不納欠損処分を142万円実施し、滞納額を1,378万円に抑えていますが、毎年90%前後という収納率の推移を見れば、過重な負担になっているのは明らかであります。

高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、介護保険料の引き下げを図るべきであります。

平成24年度決算では、実質収支で457万円の黒字、介護保険給付費準備基金から2,392万円が繰り入れられ、準備基金の保有額は1億3,405万円となっています。

介護サービス給付の当初予算額に対する執行率が、居宅サービスの訪問介護や通所介護、訪問看護などの居宅介護サービス給付費が95.07%と、在宅介護を支える要のサービスが当初予算を下回っています。一方、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付費は110.4%と、当初予算を大きく上回っています。周辺自治体に施設の整備が進んだことによるものですが、依然として特別養護老人ホームの待機者が44人と、入所できない状態が続いています。老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく退院できない状況にあるなど、施設サービスを利用できない状況であります。

さらに、平成17年10月から、これまでの介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を、保険の対象から外され、原則として全額を利用者負担とされました。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費では多床室で月額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット個室では約3万円という大幅な値上げが押しつけられました。デイサービスやショートステイの利用料も引き上げられました。

保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであり、急速な市独自の減免制度の整備が必要であります。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や、軽度の人の介護サービスの切り捨ては、これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制

度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が偽りであったことを、みずから証明したものであります。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年度には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということでもあります。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービスの基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

13番、川西君。

**川西議員** 認第3号、平成24年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第5期事業の計画の初年度であり、計画値と比較しますと、要介護認定者全体としては予想値をやや上回り、特に要支援認定者は計画値を100名程度上回っています。

保険給付費に伴って、計画値との比較で全体として103%程度の執行率ということで、施設サービスや介護予防居宅サービスなどを中心に、第4次事業計画にはなかった伸びを見っております。

介護保険料の収納額は、計画値をやや下回ったものの、現年度分は、前年度を上回る99.0%の収納率となっております。一方で、介護給付費準備基金の取り崩しについては4,613万7,000円が取り崩され、保険料不足分として充当されました。

こうした中、第4期から保険料を据え置かれ、基金の取り崩しなどで介護保険事業の健全な運営に苦慮され、努力されていることを評価するものでございます。

また、介護予防の推進ということで、認知症予防など介護給付費を少しでも抑制しようとする地域事業の取り組みも定着してきたことなど、一定の評価をするものであります。

しかしながら、この決算を見ますと、第5期になって介護給付費の実績値が計画値を上回り、高齢者の方々がふえ、要介護認定者もふえていくことで、今後もその傾向は強くあらわれてくるものと思われ、介護サービスを必要とする方々はもちろん、そういった方々を支える家族への支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

寺田議長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定されました。

日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 認第9号の平成24年度後期高齢者医療保険特別会計の決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

さらに、保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて、保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

平成24年度は、2年ごとの保険料の改定の年に当たり、平成24年度予算において所得割が7.7%から0.4%引き上げられ8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられ4万4,200円となりました。値上げ額は5,752円、9%増の大幅な負担増となり、平均年間保険料は6万9,961円にもなりました。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると、悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、代わりに資格証明証が発行される仕組みが法定されています。

これまでは75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保険制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃止すべきであります。

さて、収入が1万5,000円未満の普通徴収調定件数6,045件の保険料の徴収は98.4%、前年比で0.05ポイントアップし、不納欠損処分を57万円実施しておりますが、滞納額は268万円と8万円ふえています。普通徴収の保険料の滞納分は474件に上り、6カ月の短期保険証の発行は平成24年8月において10件となっています。短期保険証の発行はやめるべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者はひとまとめにして、際限のない負担と差別医療を押し付けることで、医療費を抑えることにあります。中止、撤回

を求め、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議第37号から日程第14、議第47号まで、以上4議案を一括議題といたします。本4議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第37号、議第39号、議第40号及び議第47号の4議案について、総務文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第37号、葛城市体力づくりセンターの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、指定管理者の募集についての現場説明会にはコナミスポーツアンドライフと近鉄ビルサービスグループのほか1者の3者が参加し、申請書類提出者はコナミスポーツアンドライフと近鉄ビルサービスグループの2者の共同企業体となっているが、共同企業体となったのはこのような選定経過の中でのものであるのか、あるいは初めから共同企業体であったのかという問いに対し、これまでも施設の運営をコナミスポーツアンドライフ、建物の維持補修を近鉄ビルサービスグループがそれぞれ行っており、今回、責任分解点を明確にするため共同企業体として応募されたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、委員の報酬について、大学教授などの学識経験者である学校運営協議会の委員が月額1万2,000円に対し、その他の委員の月額を5,000円としていることについて、その差が大きすぎるのではないかという問いに対し、葛城市における教育振興会及び市立幼稚園、学校の研修に際しての謝金の基準を奈良県教育委員会の基準に照らすと、大学教授は1時間

当たり6,500円以内、日額2万6,000円を超えない額、准教授は1時間当たり5,300円以内、日額2万1,500円を超えない額となっており、これに基づいて金額を決定したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議第40号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第47号、平成25年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でありましたが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時30分

**寺田議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。  
日程第13、議第40号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第40号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。  
日程第14、議第47号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第47号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第15、議第38号から日程第20、議第46号まで、以上6議案を一括議題といたします。  
本6議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長  
に求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第38号、議第41号、議第42号、議第43号、  
議第45号及び議第46号の6議案について、民生水道常任委員会の審査の概要及び結果をご報  
告いたします。

初めに、議第38号、葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてであります。

質疑では、前回の指定管理から3年間で、社会福祉協議会の改革への取り組みや、民間事  
業者の管理運営に対する検討内容はどのようなものかという問いに対し、これまでの3年間  
での社会福祉協議会の改革としては、水泳教室の日数増による収入増や、いきいきふれあい  
サロン事業の実施など、事業の活性化を図り、図書の実質や食堂メニューの変更、キッズマ  
ットの設置などの利便性を考えた細かな気配りをしてきた結果、少しずつであるが施設の利  
用者はふえている。また、民間事業者の管理運営については、会長を民間の方に任せると  
は、社会福祉協議会の性質上利益を出す事業ではなく会長に給料も出せないこと、また近隣  
においても1度会長職を民間の方に任せられたところもあったが、やはり市町村長が会長に  
なっているところがふえていることや社会的公益性などから、今の段階においては市長が会  
長になるのが適当であると考え。そして、当該施設は子どもからお年寄りまで幅広い方々  
を受け入れられる珍しい場所であり、その運営をできるのはやはり社会福祉協議会であると

判断したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号、葛城市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、平成26年4月から乳幼児等医療費助成について自動償還払いで行われているということだが、窓口での立てかえ払いをなくす方策はとれないのか、また医療費の無償化に対する考えはという問いに対し、市外の医療機関にかかられる方もおられる中で、医師会、医療機関との調整が一番高いハードルとなっている。県知事との話しの中では、県内市町村が足並みをそろえて医療費の無償化や助成に取り組めば、県としても補助金を出して対応するという言葉もいただいており、市長会でも県内の全ての市が平成26年度から、入院に限り中学3年生までの医療費助成を行い足並みをそろえることなど、少しずつではあるが県や医師会と話し合える状況をつくっているところである。そうしたことから、自動償還払いによる医療費の助成制度は1つの前進であり、さらなる前進をするためには広域で取り組む必要があると考えているという答弁がありました。

また、自動償還払いについて、市民が医療機関の窓口で一旦支払った医療費はいつ償還されるのかという問いに対し、窓口で医療費の3割分を支払っていただいた後3か月後に、国保連合会を通じて医療費のデータ等が保険課に送られ、そのデータに基づき個人の指定口座に振り込むことになっているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号、葛城市後期高齢者医療に関する条例及び葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第46号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されており、これを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
日程第15、議第38号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第38号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。  
日程第16、議第41号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第41号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。  
日程第17、議第42号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第42号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。  
日程第18、議第43号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第43号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第45号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第46号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第46号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。  
本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議第44号議案を議題といたします。本案は3つの各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務文教常任委員会の関係部分について、審査の結果を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井総務文教常任委員長** ただいま上程されております議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決につきまして、総務文教常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、幼児2人同乗用自転車購入補助申請の現在の状況を説明願いたいという問いに対し、平成25年6月末においては30台の申請があり、既に98万7,100円を支出しており、当初予算の100万円ではあとの補助ができなくなるため、今回1台につき4万円の補助額と試算し、15台分で60万円の増額補正をお願いしているという答弁がありました。

また、学校管理費の工事請負費等で4,230万6,000円の減額について、工事内容及び年度の途中であるのに多額の減額をされた理由、また今後どのように対処されるのか説明願いたいという問いに対し、工事については新庄小学校の南中棟と北中棟を結ぶ渡り廊下の改築工事である。工事請負費等の減額理由は、6月末に工事業者を指名競争入札により4者指名したが、うち3者が辞退した。その原因は、東北地方の震災復興の本格化により、資材費、人件費ともに高騰していることにより、4者とも厳しい状況であり、今回の設計価格には改正前の昨年度単価を用いたため、単価改正後に再度入札に臨むべきであったが、工事期間が夏休み中に限られており、今回は減額させていただいた。今後は、景気雇用対策等補助事業の財源が確保できれば、充実した施工に結びつくと期待しているという答弁がありました。

ほかに、歳入の一般寄附金の内容について、また寄附採納に当たっては幾つかの調査項目

が設けられているが、どのように調査され判断されているのかという問いに対し、このことについては、平成25年6月18日に大字疋田及び7月22日に大字木戸より、それぞれ葛城市の事業推進に寄与することを目的とした寄附申込書が提出されたものである。葛城市としては、政治色が強く、市として活用しづらい寄附、係争中または抵当権付の土地建物の寄附などは、自発的な寄附であっても受け取りかねるが、寄附目的の内容から一般寄附金として大字疋田より1,100万円、大字木戸より1,500万円をそれぞれ感謝の意を表してお受けしたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

次に、民生水道常任委員会の関係部分についての審査の結果報告を求めます。

15番、下村正樹君。

**下村民生水道常任委員長** ただいま上程されております議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決につきまして、民生水道常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、総務費の中の戸籍住民基本台帳費において電算機器賃借料が減額され、庁用備品購入費が増額となっているがその理由はという問いに対し、いずれも住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新によるもので、当初予算の時点では機器の5年リースによる単独調達にかかわる費用を計上させていただいたが、昨年度に発足した県内2市5町で構成する奈良県基幹システム共同化推進部会で共同購入を検討した結果、全国92市町村が参加する共同調達を行うことになった。その結果、5年リースで支払う賃借料の総額よりも共同調達による備品購入費と5年間の保守点検委託料の総額の方が1,500万円ほどの経費が削減されることから、今回補正予算を計上させていただいたとの答弁がありました。

また、児童福祉費の中の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について、補助対象が私立の保育所ということであるが、実際に補助金をどのように処遇改善に役立てるのか、また公立保育所の臨時職員の処遇改善については市として今後どのように対応していくのかという問いに対し、本事業は国が保育所の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む市内の私立保育所3園に対し補助金の交付を行うもので、補助金の使途は職員の賃金改善に要する経費に限定されており、具体的な賃金改善の内容についてはそれぞれの保育所の実情に応じて決定することとなっている。市としては、まず各保育所より計画書を提出願い、国の補助基準額に基づき補助金を支給し、その後事業実施後には効果の確認として実績報告書を提出していただくことになっている。

公立保育所の臨時職員の処遇改善については、正規職員が全てのクラスの担任を持てるよう職員確保を図るとともに、臨時職員に対してもできる限り時給等の賃金改善も行いながら、良質な保育が確保できるよう、人材確保に努力してまいりたいと考えているとの答弁がありました。

また、清掃費の中で修繕料100万円が計上されているがその内容はという問いに対し、新庄クリーンセンターにある計量器であるトラックスケールのプリンター故障による緊急補修や、クレーンの一部破損による補修、重機のバッテリーを充電するダイナモ等の故障による部品交換、修理代として計上させていただいたとの答弁がありました。

更にその答弁に対し、焼却炉内の修繕ではないということで安心したが、今後も炉の耐久性を保持できるのかという問いがあり、焼却炉については現在24時間の操業を行っているが、定期補修を行うなど早め早めの修繕、交換を行うことで、大きな損傷に至らないよう十分に配慮しながら、現在建設中の新クリーンセンターが完成するまで精いっぱい適正な運転管理に努めてまいりたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で民生水道常任委員長の報告は終わりました。

次に、都市産業常任委員会の関係部分についての審査の結果を報告を求めます。

11番、川辺順一君。

**川辺都市産業常任委員長** ただいま上程されております議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決につきまして、都市産業常任委員会の関係部分について審査の概要及び結果をご報告いたします。

質疑では、緊急雇用創出事業として観光資源の調査を委託する着地型旅行商品創出支援事業委託料400万円が計上されているが、県の緊急雇用補助金の目的は何かという問いに対し、緊急雇用補助金については人件費が2分の1以上経費となる事業が対象となり、人材の確保、地域の雇用を前提とした補助事業である。今回、着地型旅行商品創出支援事業として民間企業に商品創出の調査を委託するが、委託先での緊急雇用創出を目的としているという答弁がありました。

更にその答弁に対して、地域の雇用促進が目的であるなら、新たに着地型旅行商品を委託により一から創出するのではなく、まずは新道の駅事業で葛城市の特産品やカラーを示す商品の開発等にこの補助金を使うことはできないのかという問いがあり、県から示されたメニューの中から葛城市が着地型旅行商品創出支援事業に対していただいた補助金であり、ほかの事業に使用することはできない。この事業は一過性のイベントで終わることのないよう、しっかりと地域の人たちが商売としてやっていけるようなものをつくり上げなければ、観光地として成り立たないという観点から、地域の中で商品化していけるものはないか、見学ツアーや工房体験ができるワークショップなど持続可能な観光業はないか等について、葛城市が持っている財産をどのように活用するか調査研究するための事業であるという答弁がありました。

次に、農林商工費の団体営土地改良事業について200万円が予算計上されているが、どこ工事請負費であるかという問いに対し、当初予算で南花内地内の頭首工の補修工事費として300万円を計上していたが、地元からの取り下げがあったため、かわりに笛吹地内の水路

改修工事として500万円を予定していることから、差額の200万円を予算計上させていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上であります。このほかにも活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**寺田議長** 以上で都市産業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

18番、白石君。

**白石議員** 議第44号の平成25年度葛城市一般会計補正予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、歳入の16款、寄附金、1目、一般寄附金2,999万9,000円、大字疋田から1,100万円、並びに大字木戸から1,500万円を、一般寄附金として徴収されていることであります。それぞれの用地取得費は疋田が3,300万円、木戸は4,700万円で、用地費の3分の1に相当する金額が徴収されています。

説明では、両大字から自発的任意の気持ちでの寄附の申し入れがあり、葛城市寄附採納事務取扱規程に基づき、寄附申込書により用途を特定しない一般寄附金として採納されたということでもあります。平成24年度の当初予算では、吸収源対策公園緑地事業を実施するに当たり、地元疋田の強い要望があり、自発的な任意の感謝の気持ちでの寄附が見込まれるとして、一般寄附金として計上されたものであります。

平成25年度の当初予算では、議会の議論を踏まえ、地元からの寄附申し込みがなされ、その内容が用途を特定しない一般寄附金であるということがわかった時点で、補正対応するということが方針転換をしたところでもあります。

いずれにしても、用途を特定しない一般寄附金を採納された疋田も木戸も、吸収源対策公園緑地事業が実施されることになっており、既に用地買収が完了しています。また、予算特別委員会における平成24年度の一般会計予算の議論の中で、大字疋田の寄附金について行った私の質問に対して、都市整備部長は「平等性というたら語弊があるかわかりませんが、大字要望の中でそういう趣旨を説明していただきまして、今後も予定しております木戸、今在家、林堂につきましても、今、私が申し上げた形で寄附金として、そういう形でいただきたいというようなお願いもし、要望を出していただいた所存でございます」と答弁をし、疋田と同様の趣旨で木戸、今在家、林堂にも寄附をいただきたいと明言をしています。議会の議論を踏まえてとの方針転換をされました。

つまり、地方財政法第4条の5の割り当ての寄附金等の禁止の趣旨に反する等の指摘を受けて、用途を特定しない一般寄附金として寄附申込書に基づき採納するという軌道修正を図ったものですが、対象にならない大字との平等性を図るとした理由や、同じく予算特別委員会において副市長が、「基本となる発想は、分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分でございます。また、何らかの採択条件と申しますか、何らかのハードルをかけさせていただかなければ」と明言をされているように、用地取得が必要な4大字については、最初から用地費の3分の1の寄附を徴収することを条件としていたのであります。

用途が指定されている指定寄附ならまだしも、いまさら自発的任意の感謝の気持ちからの寄附申込書による用途を特定しない一般寄附金などという説明、手続きはごまかしであり、ごまかしを塗り重ねた結果と言わなければなりません。

さらに、葛城市寄附採納事務取扱規程の第3条、寄附採納の取扱いは、寄附採納に関する事務の取扱いについては次に掲げる事項を調査し、行政執行に支障をきたさないよう努めなければならないとして、その第1号は法令に違反しないか、第2号は公序良俗に反しないか、第3号では行政の中立性、公正性等が確保できるかなどと規定されています。

まさに、公園緑地に必要な用地費の3分の1を、用途を特定しない一般寄附金として公園の設置を予定している大字から採納することは、第3号の行政の中立性、公正性等の確保に反することは明白であります。結果として、今後の行政運営に支障を来すことになり、禍根を残すことになるのであります。

寄附採納事務取扱規程第6条、採納可否の決定及び通知に基づき、寄附辞退通知書により辞退すべきであります。

以上、討論を終わります。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

1番、辻村君。

**辻辻村議員** 議第44号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について、賛成の立場で討論させていただきます。

総務文教常任委員会において担当部局から説明がございましたが、今回の寄附申し入れにより寄附された大字からの、その寄附目的が葛城市の事業推進に寄与するためということからいたしまして、地元大字の感謝の気持ちとして寄附されたものであり、用途を限定する事業に対する指定寄附ではないと考えております。

以上のことから、今回の寄附金につきましては、葛城市が自由に使える一般寄附金として理解するのが正しいと申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

**寺田議長** ほかに討論ありませんか。

4番、春木君。

**春木議員** 私は今、総務文教委員会に属してこの審議に携わり、反対討論はいたしませんでした。今、白石議員が反対討論しましたように、私もその委員会の中でこの寄附採納事務取扱規程を引き合いにし、特にこの第3条の3、行政の中立性、公平性が確保できるか、この点について

確かめをいたしました。明確にそういうことには当たらないという答弁があったから、反対討論をしなかったわけです。

しかし、決算議会の経緯なり、予算議会での経緯なり、白石議員が述べたとおり、これは明らかに吸収源対策の公園事業を進めるために使われるということが明白だと思います。

そういった点で、当時の説明は不十分であったというふうに思います。反対の理由です。

**寺田議長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**寺田議長** 起立多数であります。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書を議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

12番、赤井佐太郎君。

**赤井議員** ただいま上程賜りました発議第4号、地方税財源の充実確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や、地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いており、こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠であります。

よって、政府におかれましては、次に述べる事項を実現されるよう、強く求めるものであります。

まず、地方交付税の増額による一般財源総額の確保についてであります。

1、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増額など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

2、特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

3、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

4、依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

5、地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

続いて、地方税源の充実確保についてであります。地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税など税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

2、個人住民税はその充実確保を図るとともに、地域社会の会費という基本的な性格を踏

まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

3、固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

4、自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り市町村への財源配分の仕組みを含め現行体制を堅持すること。

5、地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

説明は以上でございます。議員の皆様方、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

**寺田議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第5号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。本案につき、提出者の説明を求めます。

15番、下村正樹君。

**下村議員** ただいま上程賜りました発議第5号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっております。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなってきております。

また、我が国は、平成25年度以降においても京都議定書目標達成計画に掲げられたもの、すなわち第1契約期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち3.8%を森林吸収量で確保することと同様以上の取り組みを推進することとしております。

このような経緯も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されましたが、用途はCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっております。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であります。しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し自然災害等の脅威に国民の生命、財産が脅かされるといった事態が生じております。

これを再生させることともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務であると考えます。

そこで、政府におかれましては、自然災害などの脅威から国民の生命、財産を守るための、森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みを構築されることを強く求めるものであります。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**寺田議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましても、葛城市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**寺田議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**寺田議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について1名の欠員が生じたため選出することになりますが、2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各市議会において選挙が行われることになったものでございます。この選挙は、広域連合規約第8条の規程により、全ての市議会の選挙における得票数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告の後、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

寺田議長 ただいまの出席議員は17名であります。立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、8番、吉村優子君及び10番、溝口幸夫君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては既に配付いたしておりますが、記載台にも提示しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(投票用紙配付)

寺田議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

寺田議長 異状なしと認めます。

それでは、これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を呼び出しますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いしたいと思います。

(投票)

寺田議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

寺田議長 開票を行います。

8番、吉村優子君及び10番、溝口幸夫君、お二人、立ち会いをよろしくお願いいたします。

(開 票)

寺田議長 開票結果を報告いたします。

投票総数17票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票が17票、無効投票がゼロ票でございます。

有効投票中、小川正一君2票、土田敏朗君15票、以上であります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

次に、日程第25、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申し出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会について、挨拶を申し上げたいと思います。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言お礼を申し上げます。

定例会といたしましては、本定例会が我々の任期最後の定例会でございましたが、6日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

皆様方には、市議会議員として厳しい社会情勢の中、市民の多様なニーズとその付託に応えるべく、議員活動に精進され、葛城市の発展のためにご尽力いただきましたことに対し、深甚なる敬意を表するものでございます。また、今限りでご勇退されます議員におかれましては、まことに心残りの感がいたしますが、今日まで地方自治の発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

顧みますと、平成24年11月の臨時議会におきまして議員各位のご推挙をいただき、議会議長の要職につき、約1年間、非才で微力な私でございましたが、市政の発展と円滑な議会運営にひたすら努めてまいりました。幸いにも、皆様方のご支援、ご協力を賜り、おかげをも

ちまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。心から感謝するとともに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

最後になりますが、各執行機関におかれましては、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成26年度の予算編成、また葛城市政の執行に当たられるとともに、新市建設計画を初めとする諸事業の完遂やさらなる行財政改革の推進に努められ、本市の発展のためご活躍いただきますことを切にお願いし、私の最後の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会されました平成25年第3回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終了させていただき、閉会の運びとなりました。その間、提案をいたしました全議案につきまして、慎重にご審議をいただき、またいずれも認定、可決いただきましたことを重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から貴重なご意見、ご提案をいただきましたことを深く受けとめ、今後の市政運営に当たってまいりたいと存じます。

なお、議員各位におかれましては、今定例会が任期最後の議会となりました。これまでの葛城市のさらなる発展のためにご尽力いただきましたご功績に対しまして、厚く御礼を申し上げます。特に、このたびご勇退をなされます寺田議長、川西副議長、また南議員、川辺議員、溝口議員、春木議員の皆様方におかれましては、長きにわたり葛城市の市政発展のために、いろいろな立場がございましたけれども、活発なるご提案、ご提言をいただき、議論を戦わせながら市民のためにひたすらお互い切磋琢磨してきた間柄であるというふうに認識をしております。皆様がこの場から去られるということは非常に寂しいものがあるわけですが、皆様方と築いてきたこの葛城市への思い、それをしっかりと受けとめながら、さらなる発展のためにしっかりと努力をしていくことをお約束をさせていただきたいと思っております。

また、この10月の市議会議員選挙にご出馬をされ、またご一緒に仕事をさせていただく皆さんもたくさんおられますけれども、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げまして、本日の閉会に当たりましての私の挨拶にかえさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

**寺田議長** 以上で、平成25年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時32分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長                    寺 田 惣 一

署 名 議 員                    西 井       覚

署 名 議 員                    川 辺 順 一